

尼崎市立中学校給食検討委員会条例

(設置)

第1条 本市が設置する中学校における給食の実施方法その他当該給食の実施に関する重要な事項（以下「給食の実施方法等」という。）を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市立中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童及び生徒の保護者の代表者
- (3) 校長
- (4) 教員
- (5) 市民の代表者

3 委員は、給食の実施方法等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。